

新型コロナウイルス感染症の影響による第一号被保険者の介護保険料の減免について

1. 対象期間

【令和2年2月1日～令和3年3月31日】

減免の対象となる第一号保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とする。

2. 減免対象者及び減免額

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が**死亡**し、又は**重篤な傷病**を負った第一号被保険者 → **保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の**収入減少(※)**が見込まれる第一号被保険者 → **保険料の全部又は一部を減額**

○減免要件

(※) 保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、**種類ごとに見た収入のいずれかが**、前年に比べて**10分の3以上減少する見込み**であること

(2) 収入減少が見込まれる種類の所得**以外の前年の所得の合計額が400万円以下**であること

注：申請にあたっては、**収入を証明する書類が必要**。

○減免額

保険料の減免額は、**減免対象保険料額 (A×B/C)** に、**減免割合 (D)** をかけた金額。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A：第一号被保険者の**保険料額**

B：世帯の主たる生計維持者の**減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額**

C：世帯の主たる生計維持者の**前年の合計所得金額**

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

200万円以下の場合：全部(10分の10)

200万円を超える場合：10分の8

※主たる生計維持者の**事業等の廃止や失業の場合**には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の**全部を免除**。

3. 必要書類

減免申請理由	添付書類
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病の場合	医師の診断書
主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合	休廃業証明書または退職証明書あるいは（発行対象者の場合は）雇用保険受給資格者証のコピー
主たる生計維持者の事業収入等が減少の場合	令和元年度分の確定申告書または源泉徴収票および令和2年中の収入がわかる書類（事業帳簿や給与明細書など）のコピー

申請時は、印鑑・申請者の本人確認書類・表の添付書類をお持ち下さい。